

更新講習の指定に係る要件等一覧

更新講習の指定に関し、職業能力開発促進法施行規則第四十八条の十七第一項第一号及び第二号に規定する講習の指定に関する省令（平成 28 年厚生労働省令第 31 号。以下「更新講習省令」という。）等において以下のとおり規定。

講習の科目（更新講習省令第 1 条）

- （１） 知識講習は、別表の第一号下欄に掲げる科目について行う。
- （２） 技能講習は、別表の第二号下欄に掲げる科目のうち技能講習を受けようとする者がキャリアコンサルタントとしての経験に応じ選択する科目について行う。

〔別表〕

更新講習の区分	科目
一 知識講習	一 職業能力の開発の知識 二 人事管理及び労務管理の知識 三 労働市場の知識 四 労働関係法令及び社会保障制度の知識 五 学校教育制度及びキャリア教育の知識 六 メンタルヘルスの知識 七 その他前各号の内容に準じてキャリアコンサルティングを適正に実施するために維持を図ることが必要な知識
二 技能講習	一 キャリアコンサルティングに関する基本的な技能 1 カウンセリングの技能 2 グループアプローチの技能 3 キャリアシート（改正能開法第 15 条の 4 第 1 項に規定する職務経歴等記録書を含む。）の作成指導及び活用の技能 4 相談過程全体の進行の管理に関する技能 二 相談過程において必要な技能 1 相談場面の設定 2 自己理解の支援 3 仕事の理解の支援 4 自己啓発の支援 5 意思決定の支援 6 方策の実行の支援 7 新たな仕事への適応の支援 8 相談過程の総括

指定の基準（更新講習省令第2条）

- （１）知識講習は講義により、技能講習は講義又は演習により行うこと。
- （２）技能講習は、その半分以上の時間を通学の方法により行うこと。
- （３）キャリアコンサルタント更新講習は、修得することが求められる知識又は技能の修得がなされていることを確認する内容を含むこと。
- （４）講師は、別表の下欄に掲げる科目について効果的に指導できる知識、技能及び経験を有する者であること。
- （５）演習は、（４）の講師のほか、講師の補助者を配置すること。
- （６）別表の下欄に掲げる科目に応じた適切な内容の教材を用いること。
- （７）キャリアコンサルタント更新講習を受ける者の数は、原則として、講義にあつては30人以下、演習にあつては20人以下であること。
- （８）キャリアコンサルタント更新講習を実施する者（以下「更新講習実施機関」という。）の職員、講習の実施の方法その他の事項についての講習の実施に関する計画が講習の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。
- （９）更新講習実施機関が（８）の講習の実施に関する計画の適切かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有すること。
- （10）キャリアコンサルタント更新講習を受ける者に、当該更新講習の指定を申請した者（以下「指定申請者」という。）又はその関係者が雇用する者その他指定申請者又はその関係者と密接な関係を有する者（※）以外の者を含むこととされていること。

※ 「密接な関係を有する者」には、当該機関と会員関係のある者（定期的に会費を支払っている者を含む。）等を含む。

○ 厚生労働大臣は、指定申請者が、更新講習に関する業務以外の業務の運営に関し、その雇用するキャリアコンサルタントによるキャリアコンサルティングを行っている場合においてその雇用するキャリアコンサルタントに対し更新講習を実施する場合その他合理的な理由（※）がある場合において、上記更新講習指定基準のうち（１）から（９）までに掲げる要件の全てに適合しているとともに、講習を受ける者の範囲について合理的な理由がある場合には、キャリアコンサルタント更新講習の指定を行うことができる。

※ 当該申請者がキャリアコンサルタントを多数雇用している場合であつて、企業内の人材育成の一環として、その雇用するキャリアコンサルタントに対して更新講習を行う必要があるなど。

更新講習実施機関のその他の要件

○ 更新講習実施機関は、次のいずれにも該当する者でなければならない。

(1) 次のいずれにも該当しない法人であること。

- ① 職業能力開発促進法又は同法に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ② キャリアコンサルタント更新講習に係る指定の申請を行う者の役員のうちに①に該当する者がある者

(2) キャリアコンサルタント更新講習の適正な実施を確保するために厚生労働省が行う調査及び報告又は文書の提出の求め等に対して、適切に協力する者であるとともに、厚生労働省の指導及び助言に従う者であること。

更新講習申請に係るその他の留意点

- ・ 技能講習は別表の科目の一部についてのみ申請をすることも可能。なお、一の技能講習につき、2時間以上、かつ1時間単位の時間数とすること。
- ・ 一の講習について、知識講習と技能講習を併せて申請することはできないこと。
- ・ 複数の講習であっても、目的、対象者、カリキュラム、時間数等の講習としての基本要素が共通するものは、可能な限りの講習として申請すること。
- ・ 既存の講習等の一部を更新講習として申請しようとする際は、更新講習と既存の講習とが明確に区分でき、その修了等の効果が明らかであるとともに、更新講習としての要件を満たすものであることが必要であること。
- ・ 厚生労働大臣が別に認定するキャリアコンサルタント養成講習の一部を更新講習として申請することはできないこと。